

四日市大学研究機構における研究所設立，廃止に関する内規

（目的）

第1条 本内規は研究所の設立、廃止に関する基準を規定する。

（設立）

第2条 設立しようとする研究所は、科学研究費補助金等の競争的資金の助成によって運営されるものでなければならない。

2 研究所を設立しようとする者は、研究所の設立趣旨、研究・事業計画書、当該研究所の規定、発足時の研究員一覧、および研究員となろうとする者の履歴書および業績表を機構長に提出しなくてはならない。

3 機構長は研究所の設立願が提出されたときには、運営委員会の議を経て、認可、不認可を決する。

（廃止）

第3条 四日市大学研究機構（以下、研究機構という）は研究所からの申請により、研究機構運営委員会の議を経て廃止を決定する。

2 研究機構は研究所に法令違反を認めたときには、研究所を廃止することができる。

3 研究機構は研究所が複数年に渡って競争的資金を調達できていないときには、研究所を廃止することができる。